

## 落石事故再発防止検討委員会 規約

### (名 称)

第1条 本委員会は落石事故再発防止検討委員会(以下、「委員会」という)と称する。

### (目 的)

第2条 委員会は、平成28年5月4日に(主)浜田作木線(島根県邑智郡邑南町戸河内地内)で発生した落石の原因を究明し、当該箇所の対策方法を検討するとともに、継続的点検手法など再発防止に向けた点検のあり方について検討することを目的とする。

### (構 成)

第3条 委員会は別表に掲げる委員をもって構成する。

### (委 員)

第4条 委員会に次の役員を置く

委員長	1名
委員	4名

### (委員会)

第5条 委員会の開催は必要に応じ、委員長が招集する。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、島根県土木部道路維持課とする。

### (その他)

第7条 委員会の運営に関する必要な事項は、協議によるものとする。

(付 則) この規約は、平成28年5月22日をもって施行する。